

兵庫県内の事業者の皆様
(飲食事業者を除く)

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長(兵庫県知事) 井戸 敏三

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に係る 施設の使用制限の協力依頼について

兵庫県では、1日の新型コロナウイルス新規感染者数が連日過去最多を更新するなど感染が急拡大しています。これ以上の感染拡大を防止するため、まん延防止等重点措置として、下記のとおり、施設の使用制限について、ご協力をお願いします。

事業者の皆様には厳しい状況が続きますが、県民のいのちや健康を守るため、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 実施期間 令和3年4月5日(月)から令和3年5月5日(水・祝)まで
※但し、阪神北地域、明石市は4月22日(木)から実施

2 対象地域・依頼内容

(1) 神戸地域、阪神南地域、阪神北地域、明石市

施設の種類	内容
<ul style="list-style-type: none"> ・運動施設、遊技場 ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場 等 ・集会場又は公会堂、展示場 等 ・博物館、美術館又は図書館 等 ・ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る) 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間は5時から20時まで、酒類提供は11時から19時まで ・人数上限 5,000 人、かつ、収容定員 大声なし 100%以内、大声あり 50%以内とすること ・入場者の整理誘導等の実施
<ul style="list-style-type: none"> ・遊興施設(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗等を除く)(*) ・物品販売業を営む店舗(1,000㎡超)(生活必需物資を除く) ・サービス業を営む店舗(1,000㎡超)(生活必需サービスを除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間は5時から20時まで、酒類提供は11時から19時まで ・入場者の整理誘導等の実施

* ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く

(2) その他の地域

施設の種類	内容
<ul style="list-style-type: none"> ・運動施設、遊技場 ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場 等 ・集会場又は公会堂、展示場 等 ・博物館、美術館又は図書館 等 ・ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る) 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・人数上限 5,000 人、かつ、収容定員 大声なし 100%以内、大声あり 50%以内とすること ・入場者の整理誘導等の実施
<ul style="list-style-type: none"> ・遊興施設(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗等を除く)(*) ・物品販売業を営む店舗(1,000㎡超)(生活必需物資を除く) ・サービス業を営む店舗(1,000㎡超)(生活必需サービスを除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ・入場者の整理誘導等の実施

* ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く

※いずれも、業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示してください。

「感染防止対策宣言ポスター」は県ホームページより入手してください。

で検索

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/sennngenposter.html>

対象施設は（別紙）「協力依頼を行う施設一覧」を参照

お問い合わせ先

- ◆兵庫県まん延防止等重点措置・時短要請等コールセンター

T E L : 0 7 8 - 3 6 2 - 9 9 2 1

受付時間：平日 9時～17時

- ◆兵庫県時短協力金コールセンター（協力金に関すること）

T E L : 0 7 8 - 3 6 1 - 2 5 0 1

受付時間：平日 9時～17時

- ◆県ホームページ で検索

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_soti.html

特措法によらない協力依頼を行う施設一覧

※下記の施設のうち、飲食店・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設に対しては特措法に基づく要請を行う。

種類	施設例	備考
劇場等	劇場	【依頼内容】 ・5時～20時の営業(酒類の提供は、11時～19時) (※神戸・阪神南地域は4/5、阪神北地域・明石市は4/22から) ・人数上限 5,000人、かつ、収容定員 大声なし 100%以内、 大声あり 50%以内 ・入場者の整理誘導等の実施
	観覧場	
	プラネタリウム	
	映画館	
	演芸場	
集会場 又は公会堂	集会場	
	公会堂	
	貸会議室	
	文化会館	
展示場	展示場	
	多目的ホール	
ホテル又は旅館	ホテル(集会の用に供する部分に限る。)	
	旅館(集会の用に供する部分に限る。)	
運動・遊技施設	体育館	
	屋内・屋外水泳場	
	ボウリング場	
	スケート場	
	スポーツジム	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	
	ゴルフ場	
	ゴルフ練習場	
	バッティング練習場	
	陸上競技場	
	野球場	
	テニス場	
	弓道場	
	マージャン店	
	パチンコ屋	
	ゲームセンター	
	ビリヤード場	
	射的場	
	囲碁・将棋所	
	テーマパーク	
遊園地		
博物館、美術館又は図書館	博物館	
	美術館	
	図書館	
	科学館	
	記念館	
	水族館	
	動物園	
	植物園	

種類	施設例	備考
1,000㎡を超える広さの物品販売業を営む店舗 1,000㎡を超える広さのサービス業を営む店舗	ペットショップ(ペットフード売場を除く) ペット美容室(トリミング) 宝石類や金銀の販売店 住宅展示場 古物商(質屋を除く) 金券ショップ 古本屋 おもちゃ屋、鉄道模型屋 囲碁・将棋盤店 DVD/ビデオショップ・レンタル アウトドア用品、スポーツグッズ店 ゴルフショップ 土産物店 旅行代理店(店舗) アイドルグッズ専門店 ネイルサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く) まつ毛エクステンション専門店(ヘアカット等を行わない理美容所) スーパー銭湯 サウナ エステサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く) 整体院(国家資格有資格者が行うものは除く) 日焼けサロン 脱毛サロン タトゥースタジオ 占い 写真屋・フォトスタジオ 美術品販売 展望室	【依頼内容】 ・5時～20時の営業(酒類の提供は、11時～19時) (※神戸・阪神南地域は4/5、阪神北地域・明石市は4/22から) ・入場者の整理誘導等の実施
遊興施設のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けていない施設	ライブハウス 性風俗店(ファッションヘルス、デリヘル、個室付き浴場業、SMクラブ等) テレフォンクラブ アダルトショップ 個室ビデオ店 場外馬(車・舟)券場	【依頼内容】 ・5時～20時の営業 (※神戸・阪神南地域は4/5、阪神北地域・明石市は4/22から) ・入場者の整理誘導等の実施

第4波急拡大！ 感染防止緊急要請

県内の新規感染者数は 300 人を超える日が続き、昨日は、過去最多の 507 人となるなど感染が急拡大しています。入院できない患者が 1000 人を超え、手術や救急搬送に支障が生じるなど医療体制は危機的状況にあります。

そのため、まん延防止等重点措置区域を拡大し対策を強化することとしました。何としても感染の増大を防がねばなりません。

事業者の皆様には、厳しい状況が続きますが、次の取組にご理解、ご協力をお願いします。

事業者の皆様へのお願い

1. 営業時間の短縮

- これまでの神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市に加え、4月22日から阪神北地域（伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町）及び明石市を「まん延防止等重点措置区域」に追加します。飲食店等は5月5日まで20時までの営業時間の短縮をお願いします。
- 東播磨地域（明石市を除く）及び中播磨地域の飲食店等は、引き続き、営業時間を21時までとし、期間を5月5日まで延長します。

2. 感染対策の徹底

- 飲食店等では、次の取組の徹底をお願いします。
アクリル板設置又は適切な距離確保、消毒液の設置、換気の徹底、入場者のマスク着用、発熱等症状者の入場禁止、従業員の検査受診の勧奨、飲食店でのカラオケ利用自粛
- 各企業の従業員等に対し、歓送迎会や懇親会の自粛を徹底してください。
- 「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、在宅勤務（テレワーク）、テレビ会議などを推進してください。

令和3年4月15日

兵庫県知事

井戸敏三

事 務 連 絡
令 和 3 年 4 月 15 日

兵庫県博物館協会会長様

兵庫県教育委員会事務局
社 会 教 育 課 長

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に係る
社会教育施設の取扱いについて（依頼）

平素より、本県の社会教育行政の振興に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
政府のまん延防止等重点措置が本県に適用されたことを受け、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に係る社会教育施設の使用制限について、兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部本部長（兵庫県知事）から別添のとおり協力依頼がありましたので、お知らせします。

記

- 1 対象区域（まん延防止等重点措置実施区域）
神戸地域（神戸市）
阪神南地域（尼崎市、西宮市、芦屋市）
阪神北地域（伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町）
明石市
- 2 使用制限内容
 - ・営業時間は5時から20時まで、酒類の提供は11時から19時まで
なお、既予約済の利用については使用制限の対象外
 - ・人数上限5,000人、かつ、
収容定員大声なし100%以内、大声あり50%以内
 - ・入場者の整理誘導等の実施
- 3 実施期間
4月5日（月）から5月5日（水祝）まで
※但し、阪神北地域、明石市は4月22日（木）から実施

【本件問い合わせ先】

兵庫県教育委員会社会教育課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
TEL 078-362-9434
FAX 078-362-3927
E-mail syakaikyouikuka@pref.hyogo.lg.jp

事 務 連 絡
令和3年4月15日

県立美術館長
県立歴史博物館長
県立人と自然の博物館長
県立考古博物館長
県立コウノトリの郷公園長
県立図書館長

様

社会教育課長

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に係る
社会教育施設の取扱いについて（依頼）

平素より、本県の社会教育行政の振興に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

政府のまん延防止等重点措置が本県に適用されたことを受け、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に係る社会教育施設の使用制限について、兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部本部長（兵庫県知事）から別添のとおり協力依頼がありましたので、お知らせします。

記

- 1 対象区域（まん延防止等重点措置実施区域）
神戸地域（神戸市）
阪神南地域（尼崎市、西宮市、芦屋市）
阪神北地域（伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町）
明石市
- 2 使用制限内容
 - ・営業時間は5時から20時まで、酒類の提供は11時から19時まで
なお、既予約済の利用については使用制限の対象外
 - ・人数上限5,000人、かつ、
収容定員大声なし100%以内、大声あり50%以内
 - ・入場者の整理誘導等の実施
- 3 実施期間
4月5日（月）から5月5日（水祝）まで
※但し、阪神北地域、明石市は4月22日（木）から実施

【本件問い合わせ先】

兵庫県教育委員会社会教育課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
TEL 078-362-9434
FAX 078-362-3927
E-mail syakaikyouikuka@pref.hyogo.lg.jp

事 務 連 絡
令和 3 年 4 月 15 日

兵庫陶芸美術館長
横尾忠則現代美術館長 様

兵庫県教育委員会事務局
社会教育課長

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に係る
社会教育施設の取扱いについて（依頼）

平素より、本県の社会教育行政の振興に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

政府のまん延防止等重点措置が本県に適用されたことを受け、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に係る社会教育施設の使用制限について、兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部本部長（兵庫県知事）から別添のとおり協力依頼がありましたので、お知らせします。

記

- 1 対象区域（まん延防止等重点措置実施区域）
神戸地域（神戸市）
阪神南地域（尼崎市、西宮市、芦屋市）
阪神北地域（伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町）
明石市
- 2 使用制限内容
 - ・営業時間は 5 時から 20 時まで、酒類の提供は 11 時から 19 時まで
なお、既予約済の利用については使用制限の対象外
 - ・人数上限 5,000 人、かつ、
収容定員大声なし 100%以内、大声あり 50%以内
 - ・入場者の整理誘導等の実施
- 3 実施期間
4 月 5 日（月）から 5 月 5 日（水祝）まで
※但し、阪神北地域、明石市は 4 月 22 日（木）から実施

【本件問い合わせ先】

兵庫県教育委員会社会教育課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1
TEL 078-362-9434
FAX 078-362-3927
E-mail syakaikyoiukuka@pref.hyogo.lg.jp

事 務 連 絡
令和 3 年 4 月 15 日

各登録博物館 }
各博物館相当施設 } 御中
各博物館類似施設 }

兵庫県教育委員会事務局
社 会 教 育 課

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に係る
社会教育施設の取扱いについて

平素より、本県の社会教育行政の振興に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

政府のまん延防止等重点措置が本県に適用されたことを受け、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に係る社会教育施設の使用制限について、兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部本部長（兵庫県知事）から別添のとおり協力依頼がありましたので、お知らせします。

記

- 1 対象区域（まん延防止等重点措置実施区域）
神戸地域（神戸市）
阪神南地域（尼崎市、西宮市、芦屋市）
阪神北地域（伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町）
明石市
- 2 使用制限内容
 - ・営業時間は 5 時から 20 時まで、酒類の提供は 11 時から 19 時まで
なお、既予約済の利用については使用制限の対象外
 - ・人数上限 5,000 人、かつ、
収容定員大声なし 100%以内、大声あり 50%以内
 - ・入場者の整理誘導等の実施
- 3 実施期間
4 月 5 日（月）から 5 月 5 日（水祝）まで
※但し、阪神北地域、明石市は 4 月 22 日（木）から実施

【本件問い合わせ先】
兵庫県教育委員会社会教育課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1
TEL 078-362-9434
FAX 078-362-3927
E-mail syakaikyoubu@pref.hyogo.lg.jp

事 務 連 絡
令 和 3 年 4 月 15 日

各市町立図書館 御中

兵庫県教育委員会事務局
社 会 教 育 課

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に係る
社会教育施設の取扱いについて

平素より、本県の社会教育行政の振興に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

政府のまん延防止等重点措置が本県に適用されたことを受け、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に係る社会教育施設の使用制限について、兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部本部長（兵庫県知事）から別添のとおり協力依頼がありましたので、お知らせします。

記

- 1 対象区域（まん延防止等重点措置実施区域）
神戸地域（神戸市）
阪神南地域（尼崎市、西宮市、芦屋市）
阪神北地域（伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町）
明石市
- 2 使用制限内容
 - ・営業時間は5時から20時まで、酒類の提供は11時から19時まで
なお、既予約済の利用については使用制限の対象外
 - ・人数上限5,000人、かつ、
収容定員大声なし100%以内、大声あり50%以内
 - ・入場者の整理誘導等の実施
- 3 実施期間
4月5日（月）から5月5日（水祝）まで
※但し、阪神北地域、明石市は4月22日（木）から実施

【本件問い合わせ先】
兵庫県教育委員会社会教育課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
TEL 078-362-9434
FAX 078-362-3927
E-mail syakaikyoubu@pref.hyogo.lg.jp

事 務 連 絡
令和 3 年 4 月 15 日

各教育事務所 御中
各市町博物館・図書館主管課 御中

兵庫県教育委員会事務局
社 会 教 育 課

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に係る
社会教育施設の取扱いについて

このことについて、別添写しのとおり各登録博物館、各博物館相当施設、各博物館類似施設及び各市町立図書館あてに依頼しましたのでお知らせします。

【本件問い合わせ先】

兵庫県教育委員会事務局社会教育課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1
TEL (078) 362-9434
FAX (078) 362-3927
E-mail syakaikyoubu@pref.hyogo.lg.jp